

議員全員協議会協議事項

日時 令和3年8月23日（月）
予算説明会終了後
場所 第2会議室・第4委員会室

- 1 令和4年度重点事業要望の要望事項について
- 2 八戸港沖パナマ籍貨物船海難事故について
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る陽性者の確認状況等について
- 4 議会改革推進委員会からの答申について
 - ・ 八戸市議会BCP（業務継続計画）について

令和4年度 重点事業要望の要望事項について

1. 要望事項件数

最重点要望	11件	
重点要望	11件	計 22件

2. 前年度との比較

(前回) ● -----> (今回)

区分	3年度要望	新規	再編	区分変更	取りやめ	4年度要望	増減
最重点要望	10	0	1	0	0	11	1
重点要望	11	0	0	0	0	11	0
計	21	0	1	0	0	22	1

(1) 再編事項：1件

【最重点】(旧) 地域間格差のない医療の確保と県立がんセンターの整備について

(新) { 県立がんセンターの整備について
地域間格差のない医療の確保について

⇒ 令和3年度最重点要望「地域間格差のない医療の確保と県立がんセンターの整備について」をハード整備の要望と財政支援の要望に分割・再編し、それぞれを明確化するとともに、財政支援の要望については、不採算医療の機能を担う公的病院等に対する財政支援を追加し要望するもの。

(2) 前年度からの内容変更事項：7件

【最重点】(旧) 県立八戸芸術パークの整備について

(新) 文化芸術振興のための総合的な支援について

⇒ 県立八戸芸術パークの整備については、要望開始から10年以上が経過し、依然として県において具体化に向けた進展が見られないが、今年度、県が青森県文化芸術推進計画を策定することを契機として、県南地域における文化芸術の振興を図るためのソフト面での支援を新たに要望するとともに、芸術パーク構想の再検討を要望するもの。

【最重点】○ 企業誘致の促進について

⇒ 新型コロナウイルス感染症流行による社会経済情勢の変化を踏まえ、具体的な要望内容のうち、「初期投資を抑えた企業進出に対応した補助制度の拡充・創設」を「ポストコロナ時代を見据えた立地支援制度の拡充」に変更し要望するもの。

【最重点】○ 水産業振興のための総合的な支援について

⇒ 具体的な要望内容のうち、「水産加工業及び水産業関連業者への支援」を「水産物の販路拡大への支援」に変更し、販路の開拓及びブランド化の推進への支援について要望するもの。

【重点】○ 中心市街地の活性化について

⇒ 具体的な要望内容のうち、「国道 340 号の歩道舗装の再整備」を「国道 340 号の歩車道のフラット化と美装化による一体整備の促進」に変更するとともに、同路線に面する商業施設等の再開発促進を見据え、「優良建築物等整備事業の市と県の協調補助の実施」を追加し要望するもの。

【重点】(旧) 畜産振興のための総合的な支援について

(新) 青森県環境影響評価条例における畜産施設規模要件の緩和について

⇒ これまで要望してきた「地場産畜産物の消費拡大への支援」及び「家畜排せつ物の適正管理と有効利用の促進への支援」については、県の取組に進展が見られることから、要望から削除し、名称を「環境影響評価条例における畜産施設規模要件の緩和について」に変更し要望するもの。

【重点】○ 主要道路の整備について

⇒ 「国道 340 号の歩道舗装の再整備」を「国道 340 号の歩車道のフラット化と美装化による一体整備の促進」に変更するとともに、五戸町からの要請を受け、「国道 45 号（八戸市）～国道 4 号（五戸町）間に係る市・町道の県道昇格」を追加し要望するもの。

※下線部は三戸郡町村会の要望書にも追加される予定。

【重点】○ 北海道・北東北の縄文遺跡群 構成資産「史跡是川石器時代遺跡」の整備について

⇒ 世界遺産に登録された当遺跡の整備について、隣接県と同水準の県独自の補助制度の新設を追加し要望するもの。

最重点要望事項一覧

番号	要望事項	具体的な要望内容
1	<u>文化芸術振興のための総合的な支援について</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文化芸術振興に係る取組への支援</u> ・ 県立文化施設(仮称)八戸芸術パークの検討再開
2	都市計画道路3・5・1号沼館三日町線の整備促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路3・5・1号沼館三日町線の整備促進
3	都市計画道路3・3・8号白銀市川環状線の整備促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路3・3・8号白銀市川環状線(主要地方道八戸環状線)の整備促進
4	企業誘致の促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域間競争を見据えた企業誘致支援制度に係る支援額等の拡充 ・ <u>ポストコロナ時代を見据えた立地支援制度の拡充</u>
5	三陸復興国立公園 種差海岸の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種差海岸遊歩道に関連する環境整備への支援 ・ 種差海岸の鮫角灯台下から葦毛崎展望台までの主要地方道八戸階上線の拡幅・歩道整備
6	水産業振興のための総合的な支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業経営体制の強化に向けた取組への支援 ・ <u>水産物の販路拡大への支援</u>
7	<u>県立がんセンターの整備について</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立がんセンターの整備
8	<u>地域間格差のない医療の確保について</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町立病院に対する県独自の財政支援制度の創設 ・ 地域の中核病院である青森労災病院及び八戸赤十字病院に対する県の医師確保対策の拡充及び経営支援 ・ <u>不採算医療の機能を担う公的病院等に対する財政支援</u>
9	八戸港の整備促進と国際拠点港湾の指定について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八太郎・河原木地区の航路泊地の公称水深確保及び港湾整備の促進 ・ 港湾施設の老朽化対策の促進 ・ 総合的な地震・津波防災対策の促進 ・ 八戸港の国際拠点港湾の指定
10	一級河川の改修事業促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 馬淵川の河川改修事業促進 ・ 土橋川治水計画における河道改修事業促進
11	新大橋整備事業に係る財源確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新大橋整備事業に係る財源確保に向けた国への働きかけ

※下線部:前年度要望からの変更箇所

重点要望事項一覧

番号	要望事項	具体的な要望内容
1	電源立地地域対策交付金を活用した各地域が希望する事業の実施と県事業に係る地域間格差の是正について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域が希望する事業への電源立地地域対策交付金の活用 ・ 電源立地地域対策交付金を活用した県事業に係る地域間格差の是正
2	中心市街地の活性化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本八戸駅通り地区整備と一体的事業である都市計画道路3・5・1号沼館三日町線の整備促進 ・ 暮らしのみちゾーン形成事業による整備促進 ・ <u>国道 340 号の歩車道フラット化と美装化による一体整備の促進</u> ・ <u>優良建築物等整備事業の市と県の協調補助の実施</u> ・ 中心市街地活性化に係る取組への支援
3	環境・エネルギー産業の振興について	<ul style="list-style-type: none"> ・ LNGの利活用の促進 ・ 水素社会づくりの推進
4	<u>青森県環境影響評価条例における畜産施設規模要件の緩和について</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>排水量基準や畜種ごとの生態を踏まえた基準等を用いた畜産施設規模要件の見直し</u>
5	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に対する津波防災対策への支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波防災対策に係る支援措置の充実に関する国への働きかけ ・ 地域住民への新たな津波被害想定の十分な説明
6	主要道路の整備促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暮らしのみちゾーン形成事業による整備促進 ・ <u>国道 340 号の歩車道フラット化と美装化による一体整備の促進</u> ・ 国道 454 号の整備促進 ・ 主要地方道名川階上線の早期整備着手 ・ <u>国道 45 号(八戸市)～国道4号(五戸町)間に係る市・町道の県道昇格</u> ・ 主要地方道八戸階上線の早期整備着手
7	高規格幹線道路の整備促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東北縦貫自動車道八戸線の整備促進 ・ 八戸・久慈自動車道における4車線化に向けた国への働きかけ
8	生活交通路線に対する支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的・幹線的バス路線に対する県の支援の継続
9	八戸駅西土地地区画整理事業の促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八戸駅西土地地区画整理事業の促進に向けた支援
10	特別支援教育に関する体制整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各小・中学校への特別支援学校教諭免許状所持者の計画的採用・適正配置
11	北海道・北東北の縄文遺跡群構成資産「史跡是川石器時代遺跡」の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡是川石器時代遺跡の整備促進 ・ <u>世界遺産に係る整備事業の県独自の補助制度の新設及び北東北隣接県並みの補助率での支援</u>

※下線部：前年度要望からの変更箇所

八戸港沖パナマ籍貨物船海難事故について

1 事案の概要

- 8月11日（水）、午前7時50分、八戸港内の防波堤外側を航行中のパナマ籍貨物船「CRIMSON POLARIS（クリムゾン ポラリス）」から、「八戸港内で乗り揚げた」旨、第二管区海上保安本部へ通報があった。
- 同日、午後7時頃までに乗組員総員（21名）は八戸海上保安部のヘリコプターにより救助
- 8月12日（木）、午前4時15分頃、船体が亀裂により破断し、燃料油が流出

2 船舶の概要

- 船種船名：貨物船「CRIMSON POLARIS」
- 船 籍：パナマ
- 乗組員：21名（中国人8名、フィリピン人13名）
- 総トン数：39,910トン
- 搭載油：燃料油約1,675トン、潤滑油4.3トン
- 積 荷：ウッドチップ44,035トン

3 油の流出状況（海上保安庁）（八戸市分）

(1) 船体からの流出油の範囲

日	状況
8月12日（木）	船体から北北西方向へ長さ約24.3キロメートル、最大幅約800メートルの範囲に浮流油を確認
8月17日（火）	船体から北西方向に長さ約2キロメートル、幅約500メートルの帯状の範囲に浮流油を確認
8月19日（木）	船首部から新たな油の流出を認めず。船尾部から南東方向に筋状の薄い油膜を認めるも、船尾部付近で、巡視船等の航走攪拌により消滅しつつある。
8月20日（金）	船首部からは顕著な流出は認めず。船尾部から南西方向に長さ約300メートル、幅約30メートルの薄い油膜を確認。末端部から消滅。
8月21日（土）	船体付近には浮流油は認めず
8月22日（日）	船体付近に浮流油は認めず

(2) 漂着油の範囲

日	状況
8月14日（土）	奥入瀬川河口南に漂着を確認
8月15日（日）	市川船溜、三菱製紙八戸工場護岸付近に漂着を確認

8月16日(月)	奥入瀬川河口から五戸川河口にかけての範囲、市川船溜、八戸八戸港八太郎4号ふ頭(八戸港北防波堤基部北側)で漂着を確認(以降、新たな漂着は認めず)
----------	---

4 現在の主な対応状況

(1) 海上保安庁・船主他

① 船体対応

- ・海上保安庁・船主：巡視船・航空機等による警戒・監視(11日～)
- ・船主(日本サルヴェージ)：船首部破断面の防油作業を実施(水中セメント等で4本の燃料配管を閉鎖)(20日)

② 浮流油対応

- ・海上保安庁：巡視船等による航走及び放水による拡散(12日～)
- ・北陸地方整備局：大型浚渫兼油回収船「白山」による浮流油回収(13日～)
- ・船主(海上災害防止センター)：タグボートによる浮流油回収・防除作業(12日～)
- ・東北地方整備局：漂流油防除作業(19日～)

③ 漂着油対応

- ・船主(海上災害防止センター)：沿岸調査、海岸清掃(13日～)

(2) 県

- ・8月12日(木)、午前4時15分、「八戸沖外国貨物船座礁に係る青森県災害警戒本部」設置
- ・8月15日(日)、各県民局において、奥入瀬川及び五戸川河口にオイルフェンス設置
- ・その他、各県民局において、海岸線の現場確認等

(3) 市

① 体制

- ・8月14日(土)、12時(正午)、流出油が市川方面に漂着する可能性が高まったことから、「八戸沖外国貨物船座礁に係る八戸市災害警戒本部」を設置し、全庁的な警戒態勢に移行
- ・同日、午後より、八戸海上保安部へ職員2名をリエゾン(情報連絡員)として派遣。以降、午前・午後の2回派遣し、情報収集・共有を行う。

② 油等の漂着状況把握(海岸パトロール等)(防災危機管理課、港湾河川課、観光課、環境政策課、社会教育課、消防本部)

日時	内容
8月12日(木)	・防災危機管理課において、市川方面(奥入瀬川～市川船溜)を巡回
8月13日(金) ～	・防災危機管理課において、市川方面(奥入瀬川～市川船溜)を巡回 ・消防本部において市川方面を午前・午後に巡回

8月16日(月) ～	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回体制強化のため、消防本部と関係課（防災危機管理課、港湾河川課、観光課、環境政策課、社会教育課）による巡回体制とし、市域海岸線全体（奥入瀬川河口から金浜まで）について巡回を実施（午前・午後の2回実施） *環境省及び三八地域県民局と連携・情報共有しながら実施
---------------	---

③ 市民への広報（防災危機管理課）

- ・ 8月12日（木）、12:12 防災行政無線（市川地区8局）、ほっとスルメールにより注意喚起
- ・ 8月14日（土）、12:48 再周知（上記と同様）
- ・ 8月20日（金）～、11:00・14:00 防災行政無線（市川橋向、深久保漁港～金浜漁港の計9局）で白浜・蕪島両海水浴場の閉鎖のお知らせ及び注意喚起

④ 学校関係（教育指導課）

- ・ 8月18日（水）、9:00 市立全小・中学校あてに児童生徒の安全確保にかかる注意喚起

⑤ 海水浴場（観光課）

- ・ 浮流油の状況を踏まえ、白浜・蕪島両海水浴場を19日（木）から閉鎖

⑥ 水産関係（水産事務所）

- ・ 所管する第1種漁港である南浜漁港（白浜地区、深久保地区、種差地区、大久喜地区、金浜地区）の油の漂着及び油臭の確認
- ・ 沿岸漁協の被害状況に関する情報収集

5 当市への影響・被害について

- ・ 南浜漁協の定置網4ヶ統に油の付着を確認。操業に支障が出ているが、詳細な影響及び被害等は今後の調査による。（水産事務所）
- ・ 南浜漁港のうち、白浜地区、深久保地区、種差地区、大久喜地区において、港内への油の漂着を確認（水産事務所）

6 今後の対応等（見込み）

【船体対応】

- ・ 船主手配のサルベージ会社による船体船固めの後、油抜き取り作業を予定（8月22日現在、時期未定。準備出来次第着手）

【市】

- ・ 油等の漂着状況等を把握するため、関係機関と連携し、海岸パトロールを継続（防災危機管理課、港湾河川課、観光課、環境政策課、社会教育課、消防本部）
- ・ 海域の水質調査を予定、測定時期・測定項目等調査内容を調整中（環境保全課）
- ・ 南浜漁港の油の漂着状況の確認、沿岸漁協の被害状況に関する情報収集（水産事務所）

クリムゾン ポラリスの監視状況



写真1 船体破断直後の状況(8月12日午前7時頃)

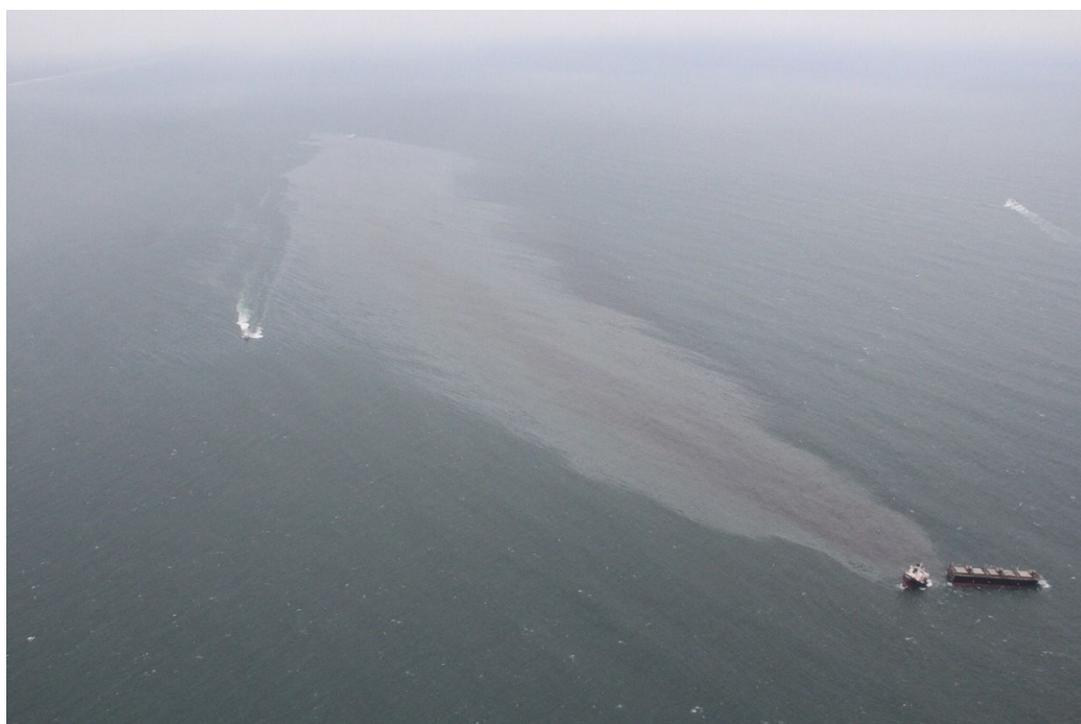


写真2 重油の流出状況(8月12日午前7時頃)

クリムゾン ポラリスの監視状況

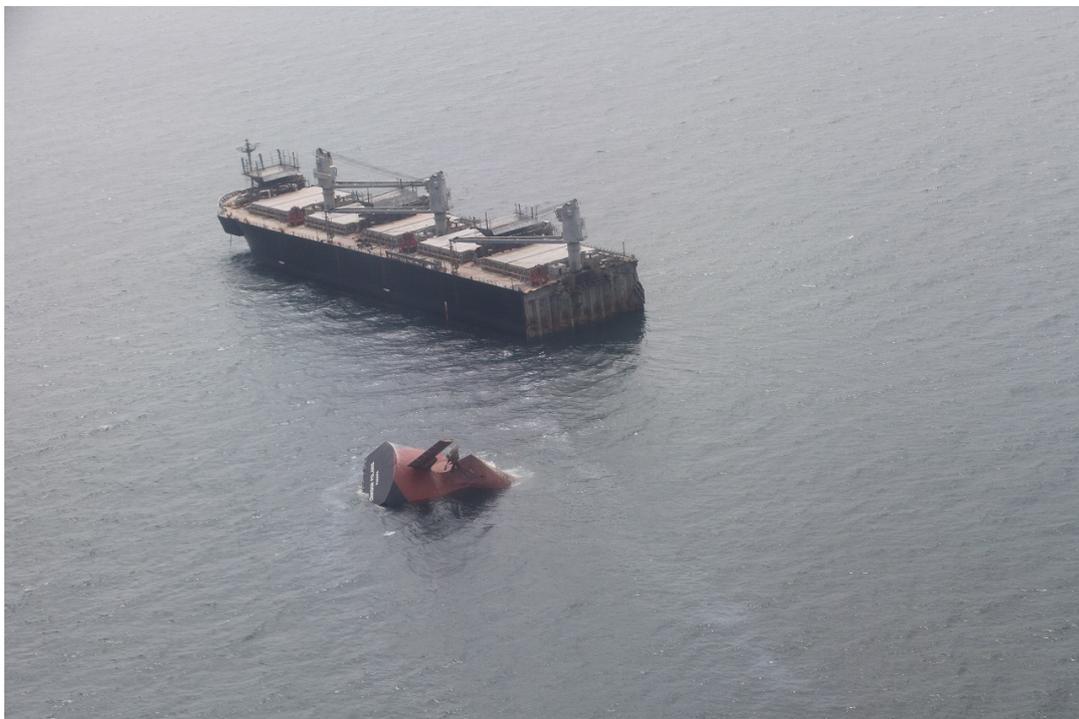


写真3 C号周囲の状況(8月21日12時頃)



写真4 船首部の燃料配管の防油状況(8月20日)

八戸港沖パナマ籍貨物船海難事故に係る 市長と漁業協同組合との懇談内容について

- (1) 日時 令和3年8月19日(木) 14時20分～15時
- (2) 場所 八戸市水産会館1階小研修室
- (3) 出席者
- ・八戸みなと漁業協同組合 組合長 尾崎幸弘 ほか2名
 - ・市川漁業協同組合 組合長 木田茂美
 - ・八戸鮫浦漁業協同組合 組合長 関野 稔 ほか2名
 - ・八戸市南浜漁業協同組合 副組合長 風張兼一 ほか1名
- (4) 内容 市長から挨拶と現在の作業状況の説明後、沿岸4漁協の出席者と懇談を行った。

○八戸みなと漁業協同組合

- ・定置網漁を9月10日から予定していたが、網を入れられる状態ではない。
- ・タコかご漁については、今日水揚げし、臭いなどが気にならなかったため市場に上場した。
- ・油についてはサンプルをとっているため、検査機関で分析をしたい。
- ・水揚げができない状況なので、産直施設の運営が厳しい。みなとつと のPRをお願いしたい。
- ・東京の方から、中央には事故があまり伝わっていないというメールをいただいた。
- ・漁業者は要請があれば、吸着マットなどを使った油処理の手伝いをする。
- ・漁業者は被害状況の写真をとるなど後々の補償交渉に備えてはいる。
- ・風評被害が心配。三沢の昼イカを市内のスーパーが買わないと聞いている。

○市川漁業協同組合

- ・定置網漁は8月20日頃を予定していたが、見合わせている。
- ・市川の船溜まりから南側のテトラポットに積み荷ではないかと思われる、油まみれの黒いウッドチップが大量に漂着している。
- ・水揚げができない状況が長く続くと、組合に手数料が入らないので組合の運営ができなくなる。

○八戸鮫浦漁業協同組合

- ・事故前に採捕した天然昆布は出荷できるが、事故後のものはダメだろう。漁期は10月一杯。
- ・貨物船がいるあたりに漁具が設置されている(カニかご)。
- ・ヒラメ釣りは、北ではできないので、南の方で行っている。

○八戸市南浜漁業協同組合

- ・定置網4ヶ続に油が付着しており、網に入っていた魚はサンプルをとって放流した。油のサンプルもとっている。

○市長から

- ・風評被害については、科学的に調べて安全・安心をPRしていく。
- ・組合の運営については、どのような方法が良いかも検討しながらサポートしていく。
- ・補償については、漁業だけでなく卸売業者や加工業者など多岐に渡ると思うので、法律の専門家とも相談しながら当たっていきたい。

新型コロナウイルス感染症に係る陽性者の確認状況等について

1. 令和3年度：月別確認状況

	陽性者数			クラスター 発生数
	市内発生例	市外発生届	計	
令和3年3月まで	153	3	156	5
令和3年4月	53		53	2
5月	38	1	39	4
6月	10		10	0
7月	45		45	3
8月(8/22 現在)	293	8	301	7
令和3年4月以降	439	9	448	16
合 計	592	12	604	21

2. 令和3年8月：年代別状況

陽性者 年代	10歳 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上
人数	34	58	76	42	46	25	17	2	1

3. クラスターの発生状況（7月下旬以降）

市 No.	種 別	公表日	クラスター		関連を含む	
			人 数	備 考	人 数	備 考
14	小学校	7月29日	7		27	
16	運動施設	8月4日	6			
	計		13			
15	職 場	8月3日	7	他管内3名含む	8	他管内3名含む
17	大学運動部	8月8日	14	県外及び他管内 11名含む	26	県外及び他管内 14名含む
18	高等学校運動部	8月11日	31	他管内4名含む	33	他管内4名含む
19	教育保育施設	8月14日	11	他管内3名含む	23	他管内7名含む
20	大学運動部	8月18日	7	県外及び他管内 4名含む	7	県外及び他管内 4名含む
21	教育保育施設	8月20日	10		18	

4. 新型コロナワクチンの接種体制の拡充について

(1) 接種状況（令和3年8月17日現在）

対象者	1回目	2回目
医療従事者（3月8日～）	11,544人	11,280人
高齢者（4月21日～）	63,841人	60,761人
高齢者施設従事者（4月21日～）	2,072人	1,888人
12歳以上64歳以下（基礎疾患がある方を含む）	13,457人	3,038人
合計	90,914人	76,967人

※高齢者の1回目接種を終えた方は、約88.1%。（対象者約72,500人）

※接種対象となる市民の1回目接種を終えた方は、約43.7%。（対象者約208,000人）

(2) 12歳以上64歳以下の対応について

項目	内容
接種対象	高齢者及び基礎疾患がある方から、12歳以上64歳以下の年代に拡大。
接種券発送状況	7月26日から8月6日までに、約122,000人分を発送済。
予約開始	①個別接種：8月23日（月）から各受託医療機関へ ②集団接種：9月6日（月）9時から市ホームページ等
接種開始	①個別接種：各受託医療機関による ②集団接種：9月13日（月）から 月・水・木・金 14:00～18:00 ※開催日が祝日の場合にも実施

(3) こどもワクチンデー（小中学生及び高校生への接種）の実施について

- ① 接種対象
 - ・市内小学6年生、中学生 約7,600人
 - ・高校生（高専は除く） 約7,000人
- ② 接種見込数 約10,000人（接種対象の保護者向けのアンケートにより、約7割が接種を希望）
- ③ 接種体制

	個別接種	集団接種		
接種会場	受託医療機関（調整中）	八戸市総合保健センター		
実施日程		A日程	B日程	C日程
	1回目	9/25(土)、26日(日)	10/ 2(土)、 3日(日)	10/ 9(土)、10日(日)
	2回目	10/16(土)、17日(日)	10/23(土)、24日(日)	10/30(土)、31日(日)
実施時間	調整中	14:00～18:00		
接種人数	3,000人（内訳は調整中）	3,000人（各日500人）		

(4) 八戸版新型コロナワクチン職域接種の開始について

- ① 接種開始日時 令和3年8月30日(月) 15:30～
- ② 接種会場 S Gプラザ(旧新八温泉) 八戸市大字長苗代字下亀子谷地18-1
- ③ 接種人数 6グループ計約14,000人
- ④ 接種スケジュール(予定)

【平日】4時間で600人 【土・日曜日】7時間で1,050人

※1回目の接種:8月30日～9月18日、2回目の接種:9月27日～10月16日

(5) 八戸港水産団体新型コロナワクチン職域接種について

- ① 接種日 1回目:令和3年9月11日(土)、12日(日)
2回目:令和3年10月9日(土)、10日(日)
- ② 接種会場 八戸水産会館 八戸市大字白銀町字三島下95
- ③ 医療機関 八戸赤十字病院
- ④ 接種人数 約2,000人

(6) 八戸市水産加工団地組合職域接種について

- ① 接種日 1回目:令和3年9月11日(土)、18日(土)
2回目:令和3年10月9日(土)、16日(土)
- ② 接種会場 独立行政法人 労働者健康安全機構 青森労災病院
八戸市大字白銀町字南ヶ丘1
- ③ 医療機関 独立行政法人 労働者健康安全機構 青森労災病院
- ④ 接種人数 約1,100人

令和 3年 8月20日

八戸市議会議長 森 園 秀 一 様

議会改革推進委員会

委員長 工 藤 悠 平

議会改革推進委員会からの答申（第4回）について

このことについて、当委員会において協議いたしました議会改革事項について、その協議結果を次のとおり答申いたします。

協議内容

○ 八戸市議会BCP（業務継続計画）について

議会は、自然災害や感染症などの発生といった非常時においても、その議会機能を維持する必要があることから、執行機関と連携を図りながら、市民の安全確保や災害復旧に向け、議会として迅速で適切な災害対策活動が行えるよう、必要な組織体制や議会、議員の役割等を定めるため、「八戸市議会BCP（業務継続計画）」を別紙のとおり策定したものである。

なお、本BCPは、内容について、より実効性のあるものとするため、状況の変化等を考慮し、適宜見直しを行うこととする。

八戸市議会BCP（業務継続計画）

令和3年 月

【目 次】

1	計画策定の目的	1
2	対象とする災害等及び発動基準	2
3	議会の役割	3
4	議員の役割	4
5	議会事務局の役割	5
6	市議会災害等対策会議の組織及び役割	6
7	連絡体制	7
8	議会及び議員の行動基準	9
9	本BCPに基づく対応（フロー図）	12
10	計画の見直し	14
資料 1	八戸市議会災害等対策会議設置要綱	15
資料 2	安否確認等のメール文例	16
資料 3	災害用伝言ダイヤル・災害時特設公衆電話	18
資料 4	被害状況等の情報提供例	20

1 計画策定の目的

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映させるなど重要な役割を担っている。

このことは平常時・非常時を問わず、特に非常時においては、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図る必要があることから、計画策定の目的を次のとおりとする。

(1) 「八戸市議会BCP※（業務継続計画）」（以下「本BCP」という。）は、市内で災害等が発生したとき又は発生するおそれがあるときに、執行機関と連携を図り、市民の安全確保や被害の拡大防止、災害復旧に向け、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、迅速かつ適切な災害等の対策活動ができるよう、議会として体制整備を行うものである。

(2) 本BCPでは、災害等の発生から議会機能を概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会・議員・議会事務局の役割等について定めるものである。

※ B C P : Business Continuity Plan（業務継続計画）。災害や事故など不測の事態を想定して、業務継続の視点から対応をまとめたもの。

2 対象とする災害等及び発動基準

議会と執行機関は、災害等の対応に当たり協力・連携する関係にあることから、本BCPの内容は市の関連規定と整合を図ることとする。

そのため、本BCPの対象とする災害等は、八戸市地域防災計画に定める想定災害、八戸市健康危機管理対策実施要綱に定める健康被害及び八戸市国民保護計画に定める武力攻撃・緊急処理事態等（以下「災害等」という。）を準用することとし、次のとおりとする。

また、本BCPの発動基準については、災害等の全庁的対策本部として設置される八戸市災害対策本部、八戸市健康危機管理対策本部又は八戸市国民保護対策本部（以下「市本部」という。）の設置基準を準用することとし、その発動は市本部が設置されたときとする。

対象とする災害等		市本部の設置基準及び発動基準
想定災害	地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> ●市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき ●青森県太平洋沿岸に大津波警報が発表されたとき ●次の基準に該当し、かつ、市長が必要と認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱、5強を観測する地震が発生し、大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき ・青森県太平洋沿岸に津波警報が発表され、大規模災害が発生するおそれがある場合 ・地震・津波により大規模な被害が発生したとき
	風水害等の災害 （台風、高潮、河川の氾濫、集中豪雨等異常降雨、豪雪による災害等）	<ul style="list-style-type: none"> ●次の基準に該当し、かつ、市長が全庁的な対応が必要と認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ・風水害等の災害が市内の広域にわたり発生し、又は発生するおそれがあるとき ・市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき
健康被害	感染症、食中毒、毒物劇物及び飲料水その他の原因により発生する被害	<ul style="list-style-type: none"> ●市長が、特に緊急な対応が必要な健康危機若しくは甚大かつ広範な健康被害若しくは特異な健康危機事案が発生し、又は発生するおそれがあるときその他必要があると認めるとき
その他	武力攻撃・緊急処理事態等	<ul style="list-style-type: none"> ●弾道ミサイル攻撃やテロなどが発生し、国から市本部設置の指定を受けたとき ●原子力災害その他の相当規模の災害が発生し、市本部が設置された場合において、議長が必要と認めるとき

3 議会の役割

議会は、市民の意思・意見を把握し、政策の提言等を行いながら、執行機関から提案される予算や条例等の議案を審議し、その施策や事業執行の点検を行い、こうした活動を市民に説明する役割が求められていること等を踏まえ、議会の役割を次のとおりとする。

(1) 本BCPが発動されたとき、議会は市民の安全確保や被害の拡大防止、災害復旧に向けた活動を行うための体制整備を行う。

また、市本部が迅速かつ適切な災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

(2) 市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況や被害拡大による市民生活への影響等の情報を整理し、市本部に提供する。

また、市本部からの情報を議員に提供する。

(3) 市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。

(4) 復旧・復興に向け、必要な議案を速やかに審議する。

4 議員の役割

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害等の情報を的確に把握することが前提となるが、災害等の情報は、市本部を通して得ることが効率的である。

一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害等の情報などが寄せられることが考えられ、議員が得る情報は、市の保有する災害等の情報を補完する有益な情報となり得ることから、これらを踏まえ、議員の役割を次のとおりとする。

(1) 地域の救援・復旧活動に協力・支援を行う。

また、自身の感染等の予防を優先しつつ、地域の被災状況等の情報や市民の意向の収集と把握に努める。

(2) 市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況や被害拡大による市民生活への影響等の情報を議会事務局に伝達する。

(3) 市本部を通じて把握した災害対応状況等の情報について、市民への提供に努める。

議員活動における留意事項

- 全ての行動は、人命第一を基本とする。
- 全ての活動は、被災状況を踏まえた総合的な判断の下に行うことを基本とする。
- 議員は、地域の一員としての役割も担っているが、議員としての立場（非代替性）を考慮すれば、同時に双方の活動が重複した場合は、議員としての活動に専念することが適当であると考えられる。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合は、この限りではない。

5 議会事務局の役割

本BCPが発動されたとき、議会事務局は、職員の動員体制及び行動要領等により勤務場所に参集し、本BCPに定める議会及び議員の活動が円滑に行われるよう、必要な事務処理等を担うものとし、議会事務局の役割は次のとおりとする。

<p>想定災害</p> <p>〔地震・津波、風水害等の災害〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市庁本館3階（以下「議会層」という。）来庁者の避難誘導 (2) 議員及び事務局職員の安否確認 (3) 議場、委員会室などの被災状況の確認 (4) 議会層の電話、パソコンなど情報端末機器の稼働の確認 (5) 議会層の電気、水道などインフラの確認 (6) 市議会災害等対策会議の開催準備・運営補助 (7) 市本部との連絡体制の確保 (8) 関係情報の収集・整理、議員への発信
<p>健康被害</p> <p>〔感染症等〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議員（家族を含む）及び事務局職員の健康状態の確認 (2) 市議会災害等対策会議の開催準備・運営補助 (3) 市本部との連絡体制の確保 (4) 関係情報の収集・整理、議員への発信

その他（武力攻撃・緊急対処事態等）の場合は、想定災害に準じるものとする。

6 市議会災害等対策会議の組織及び役割

本BCPが発動されたとき、議会の対応についての調整・協議の場として、議長は、速やかに「市議会災害等対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置するものとする。

対策会議の構成員は、会派代表者会議の構成員である議長、副議長及び会派代表者に、必要に応じてオブザーバーとして無所属議員を加えるものとする。

このことについては、災害時という喫緊の状況下において、機動性及び効率性の観点からも、構成員が異なる複数の会議の開催は避けることが望ましいことから、会派代表者会議を基本とする構成員とし、対策会議の役割は次のとおりとする。（設置要綱は資料1 15頁参照）

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握
- (2) 被災状況等の把握及び市本部への情報提供
- (3) 市本部から入手した災害等の情報の議員への伝達
- (4) 本会議又は議員全員協議会の日程・運営方法の協議
- (5) 災害等に係る特別委員会の設置に関する協議
- (6) 国、県その他の関係機関に対する要望等
- (7) その他議長が必要と認める事項

7 連絡体制

(1) 議員の安否確認等

災害時においても、議会がその機能を維持するためには、議事・議決機関を構成する議員自身の安全確保とその安否確認がスタートとなる。

この初動体制を迅速かつ的確にとることが、議会の機能維持にとって重要であり、その後の体制の構築に大きく影響するが、発災時には、情報が錯綜することや、夜間に発生した場合など事務局職員の参集状況により連絡が遅延することが考えられるため、通信手段はメールの送受信を基本とすることとし、本BCPが発動されたときの議員の安否確認等は、次のとおりとする。

(メール文例は資料2 16頁参照)

<p>想定災害</p> <p>〔地震・津波、風水害等の災害〕</p>	<p>本BCPが発動されたとき、議会事務局は、全議員のタブレット端末のほか希望するスマートフォン等に「安否の状況」、「現在の居場所」、「連絡先」及び「登庁の可否」を確認するメールを一斉送信する。</p> <p>返信がない場合は、議会事務局から電話又はFAXで確認を行う。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議員は、議会事務局からのメールに返信する。</p> <p>メールが使用できない場合は、電話又はFAXを使用する。</p> <p>通信回線の途絶や規制等により、上記の情報伝達手段が著しく制限された場合は、災害用伝言ダイヤル・災害時特設公衆電話(資料3 18頁参照)を活用する。</p>
<p>健康被害</p> <p>〔感染症等〕</p>	<p>本BCPが発動されたとき、議会事務局は、全議員のタブレット端末のほか希望するスマートフォン等に対策会議の設置等を連絡するメールを一斉送信する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議員は、議会事務局からのメールを確認する。</p> <p>本人及び家族の健康状態を継続的に把握し、必要に応じて、議会事務局へ連絡する。</p>

その他(武力攻撃・緊急処理事態等)の場合は、想定災害に準じるものとする。

(2) 情報伝達

議会として継続性のある適正な審議、判断、決定を行うに当たっては、必要な地域の災害等の情報を迅速で的確に把握することが前提となる。災害等の情報は、市本部に集積されることから、市本部を通して情報を得ることが効率的で現実的である。

一方で、より地域の実情に詳しい議員から、地域の詳細な災害等の情報が寄せられることで、執行機関側の災害等の情報を補完することになる。

これらのことから、災害等の情報を的確に把握し、迅速に災害等の対応に当たるためには、議会と執行機関との綿密な情報共有が必要である。

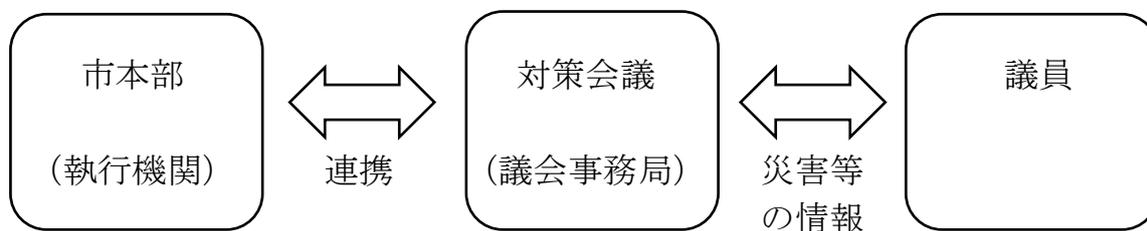
そのために、対策会議と市本部において、組織的な連絡・連携体制を確立することが重要であることから、本BCPが発動されたときの情報伝達は、次のとおりとする。

(メール文例は資料2 16頁参照、被害状況等の情報提供例は資料4 20頁参照)

市本部からの情報提供については、議会事務局から、全議員配付資料としてタブレット端末のほか希望するスマートフォン等により提供する。

メールが使用できない場合は、FAXを補完的に使用する。

発災期において、市本部は被災情報の収集や応急対応業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、市本部ができる限り災害等の対応に専念できるよう、議員からの情報提供については、対策会議（議会事務局）を窓口として行うものとする。ただし、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。



8 議会及び議員の行動基準

想定災害（地震・津波、風水害等の災害）

想定災害（地震・津波、風水害等の災害）について本BCPが発動されたときの議会及び議員の行動については、時系列の段階が行動に移るための一つの目安とはなるものの、被害の大きさや発災の時間帯等によって進捗程度が異なることが想定される。

このため、特に混乱が起きやすい発災当日から概ね3日までの発災期、応急期（発災から概ね4～10日）と復旧期（発災から概ね11日以降）の3段階に分けて、基本的な対応の流れを整理することとし、次のとおりとする。

（1）発災期（発災当日から概ね3日）

【会議開催中の場合】

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none">● 会議の休憩又は延会等の検討・実施● 対策会議の設置及び開催の検討● 市本部との連携・協力● 会議の再開等の検討	<ul style="list-style-type: none">● 自身及び家族の安全確保● 対策会議の決定に基づき行動● 地域の救援・復旧活動への協力・支援● 地域の被災状況等の情報を議会事務局に伝達	<ul style="list-style-type: none">● 議会層来庁者の避難誘導● 議員及び事務局職員の安否確認● 議場、委員会室などの被災状況の確認● 議会層の情報端末機器・インフラの確認● 対策会議の開催準備・運営補助● 市本部との連絡体制の確保● 関係情報の収集・整理、議員への発信

【会議非開催時の場合】

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ● 対策会議の設置及び開催の検討 ● 市本部との連携・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自身及び家族の安全確保 ● 安否の状況等を議会事務局に連絡 ● 対策会議の決定に基づき行動 ● 地域の救援・復旧活動への協力・支援 ● 地域の被災状況等の情報を議会事務局に伝達 ● 視察又は出張時は、速やかに帰市又は帰庁 	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会層来庁者の避難誘導（勤務時間外は議会事務局執務室への参集） ● 議員及び事務局職員の安否確認 ● 議場、委員会室などの被災状況の確認 ● 議会層の情報端末機器・インフラの確認 ● 対策会議の開催準備・運営補助 ● 市本部との連絡体制の確保 ● 関係情報の収集・整理、議員への発信

(2) 応急期（発災から概ね4～10日）

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ● 対策会議の開催 ● 市本部との連携・協力 ● 議員から提供された被災状況等の情報を市本部に提供 ● 今後の日程等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の救援・復旧活動への協力・支援 ● 地域の被災状況等の情報を議会事務局に伝達 ● 市本部からの災害対応状況等の情報を市民に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策会議の開催準備・運営補助 ● 市本部との連携 ● 関係情報の収集・整理、議員への発信

(3) 復旧期（発災から概ね11日以降）

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ● 対策会議の開催 ● 市本部との連携・協力 ● 議員から提供された被災状況等の情報を市本部に提供 ● 国、県その他の関係機関への要望活動等の検討・実施 ● 必要な議案の審議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の救援・復旧活動への協力・支援 ● 地域の被災状況等の情報を議会事務局に伝達 ● 市本部からの災害対応状況等の情報を市民に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策会議の開催準備・運営補助 ● 市本部との連携 ● 関係情報の収集・整理、議員への発信

その他（武力攻撃・緊急対応事態等）の場合は、想定災害に準じるものとする。

健康被害（感染症等）

健康被害（感染症等）について本BCPが発動されたときの議会及び議員の行動については、様々な要因によって左右されるため、発生早期と感染期の2段階に分けて、基本的な対応の流れを整理することとし、次のとおりとする。

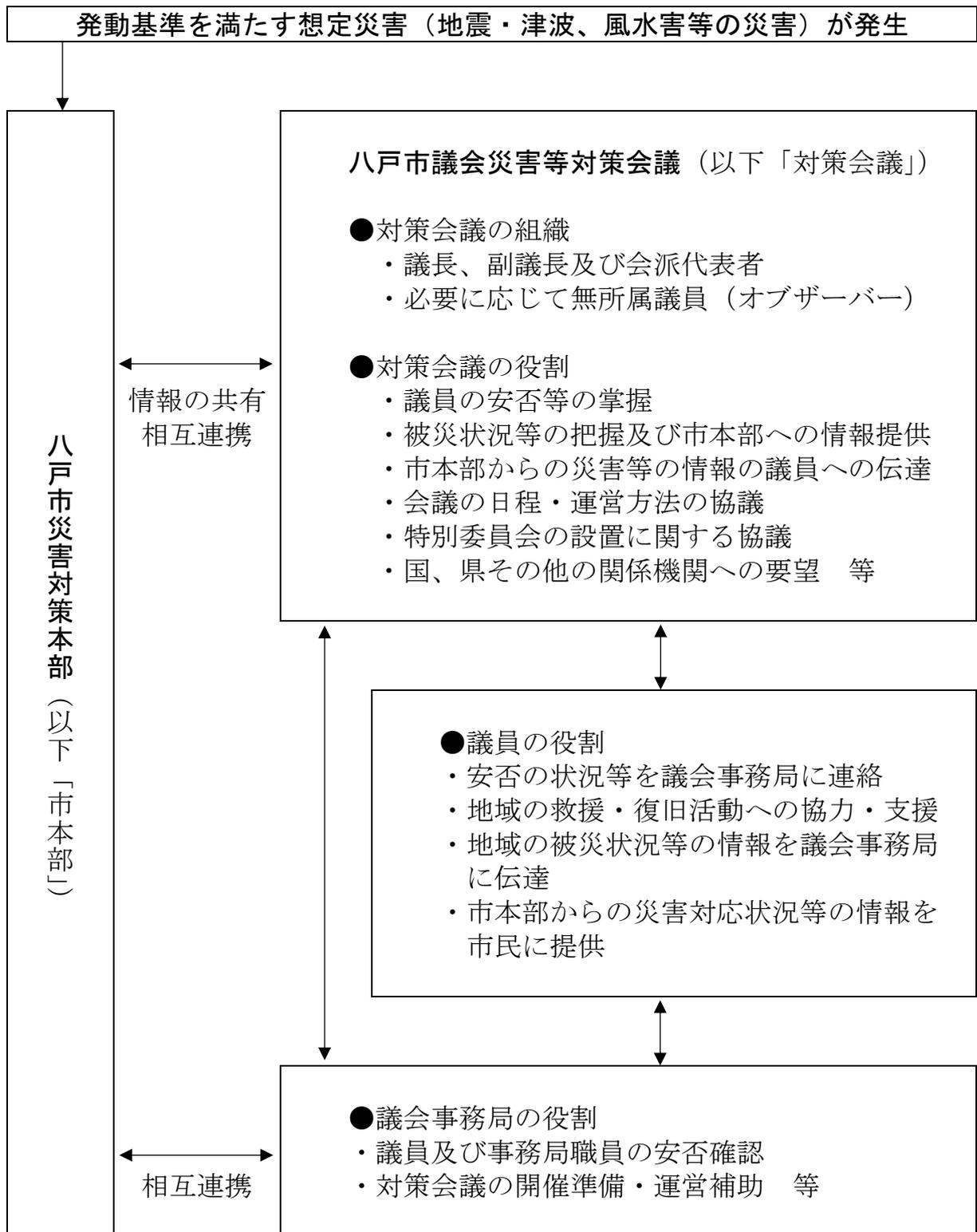
（1）発生早期

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ● 対策会議の設置及び開催の検討 ● 市本部との連携・協力 ● 議員から提供された市民生活への影響等の情報を市本部に提供 ● 会議の運営方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自身及び家族の健康状態の確認 ● 感染が疑われる場合は、所定の機関に相談 ● 自身又は家族が罹患した場合は、（疑いを含む）は、議会事務局に連絡 ● 対策会議の決定に基づき行動 ● 自身の感染等の予防を優先しつつ、市民の意向を収集 ● 地域の被害拡大等の情報を議会事務局に伝達 ● 市本部からの対応状況等の情報を市民に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 議員（家族を含む）及び事務局職員の健康状態の確認 ● 消毒液の確保など感染防止策の実施 ● 対策会議の開催準備・運営補助 ● 市本部との連絡体制の確保 ● 関係情報の収集・整理、議員への発信

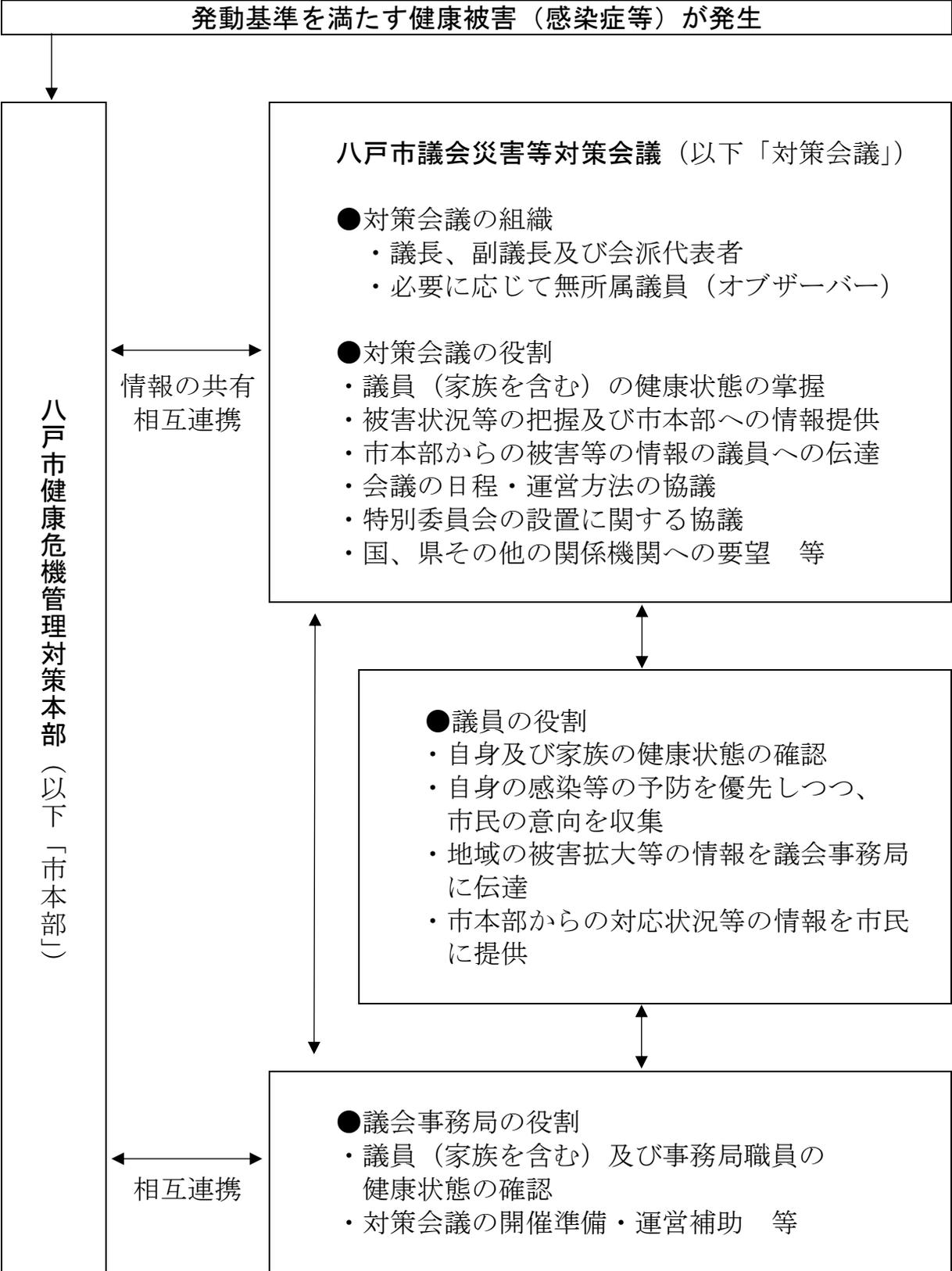
（2）感染期

議会	議員	議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ● 対策会議の開催 ● 市本部との連携・協力 ● 議員から提供された市民生活への影響等の情報を市本部に提供 ● 会議の運営方法の検討（オンライン会議の活用など） ● 国、県その他の関係機関への要望活動等の検討・実施 ● 必要な議案の審議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自身及び家族の健康状態の確認 ● 感染が疑われる場合は、所定の機関に相談 ● 自身又は家族が罹患した場合は、（疑いを含む）は、議会事務局に連絡 ● 自身の感染等の予防を優先しつつ、市民の意向を収集 ● 地域の被害拡大等の情報を議会事務局に伝達 ● 市本部からの対応状況等の情報を市民に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 議員（家族を含む）及び事務局職員の健康状態の確認 ● 消毒液の確保など感染防止策の実施 ● 対策会議の開催準備・運営補助 ● 市本部との連携 ● 関係情報の収集・整理、議員への発信

9 本BCPに基づく対応（フロー図）



その他（武力攻撃・緊急処理事態等）の場合は、想定災害に準じるものとする。



10 計画の見直し

(1) 本BCPは、八戸市地域防災計画等との整合を図るとともに、内容について、より実効性のあるものとするため、状況の変化等を考慮し、適宜見直しを行うこととする。

(2) 本BCPの見直しは、各派交渉会で行うものとする。

八戸市議会災害等対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市議会災害等対策会議（以下「対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次に掲げる場合に対策会議を設置する。

- (1) 災害等が発生し、八戸市災害対策本部、八戸市健康危機管理対策本部又は八戸市国民保護対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたとき。
- (2) 原子力災害その他の相当規模の災害が発生し、市本部が設置された場合において、議長が必要と認めるとき。

2 議長は、対策会議を設置したときは、その旨を議員に通知する。

(組織)

第3条 対策会議は、別表の区分に掲げる者で構成する。

2 議長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 会派代表者に事故等があるときは、当該会派から選任された者が、その職務を代理する。

5 議長は、必要と認めるときは、オブザーバーとして無所属議員の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 対策会議は、議長が招集及び主宰する。

2 対策会議は、非公開とする。

(対策会議の役割)

第5条 対策会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握
- (2) 被災状況等の把握及び市本部への情報提供
- (3) 市本部から入手した災害等の情報の議員への伝達
- (4) 本会議又は議員全員協議会の日程・運営方法の協議
- (5) 災害等に係る特別委員会の設置に関する協議
- (6) 国、県その他の関係機関に対する要望等
- (7) その他議長が必要と認める事項

(会議内容の議員への周知)

第6条 議長は、対策会議の会議内容を議員に周知する。

(廃止)

第7条 議長は、次に掲げる場合に対策会議を廃止する。

- (1) 市本部が廃止されたとき。
- (2) 前号のほか特に議長が認めたとき。

2 議長は、対策会議を廃止したときは、その旨を議員に通知する。

(議会事務局の役割)

第8条 対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	議長		
	副議長		
	会派代表者	自由民主・市民クラブ	3人
		きずなクラブ	2人
		新緑・無所属の会	1人
		公明党	1人
日本共産党議員団		1人	

安否確認等のメール文例

【想定災害（地震・津波、風水害等の災害）】

表題	文例	
安否確認について	<p>【送信】議会事務局→全議員 ○月○日○時○分、(地震・津波・風水害等)のため、市の災害対策本部が設置されたことにより、議会BCPに基づき、対策会議が設置されました。については、次の内容について確認を行いますので、速やかに返信してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安否の状況 2 現在の居場所 3 連絡先 4 登庁の可否 	
	<p>【返信】議員→議会事務局 1 本人・家族とも無事 2 ○○中学校に避難 3 携帯電話 4 可</p>	<p>【返信】議員→議会事務局 1 本人・家族とも無事 2 ○○県○○市 3 携帯電話 4 不可(明日帰市予定)</p>
第○回対策会議の開催について	<p>【送信】議会事務局→対象議員 ○月○日○時○分より、第○回対策会議を開催しますので、市庁本館3階○○会議室に参集してください。参集にあたっては、自身及び家族の安全確保を最優先し、参集できない場合は、議会事務局に連絡してください。</p>	
第○回対策会議の会議内容について	<p>【送信】議会事務局→全議員 ○月○日○時○分より、第○回対策会議が開催されました。会議内容は添付ファイルのとおりですので、確認をお願いします。</p>	
市本部からの情報提供について	<p>【送信】議会事務局→全議員 ○○について、市本部から情報提供がありました。内容は添付ファイルのとおりですので、確認をお願いします。</p>	
情報提供	<p>【送信】議員→議会事務局 道路の陥没状況を送ります。 (タブレットの操作方法は資料4のとおり)</p>	
対策会議の廃止について	<p>【送信】議会事務局→全議員 ○月○日○時○分、市の災害対策本部が廃止されたことにより、対策会議が廃止されましたので、お知らせします。</p>	

その他（武力攻撃・緊急対処事態等）の場合は、想定災害に準じるものとする。

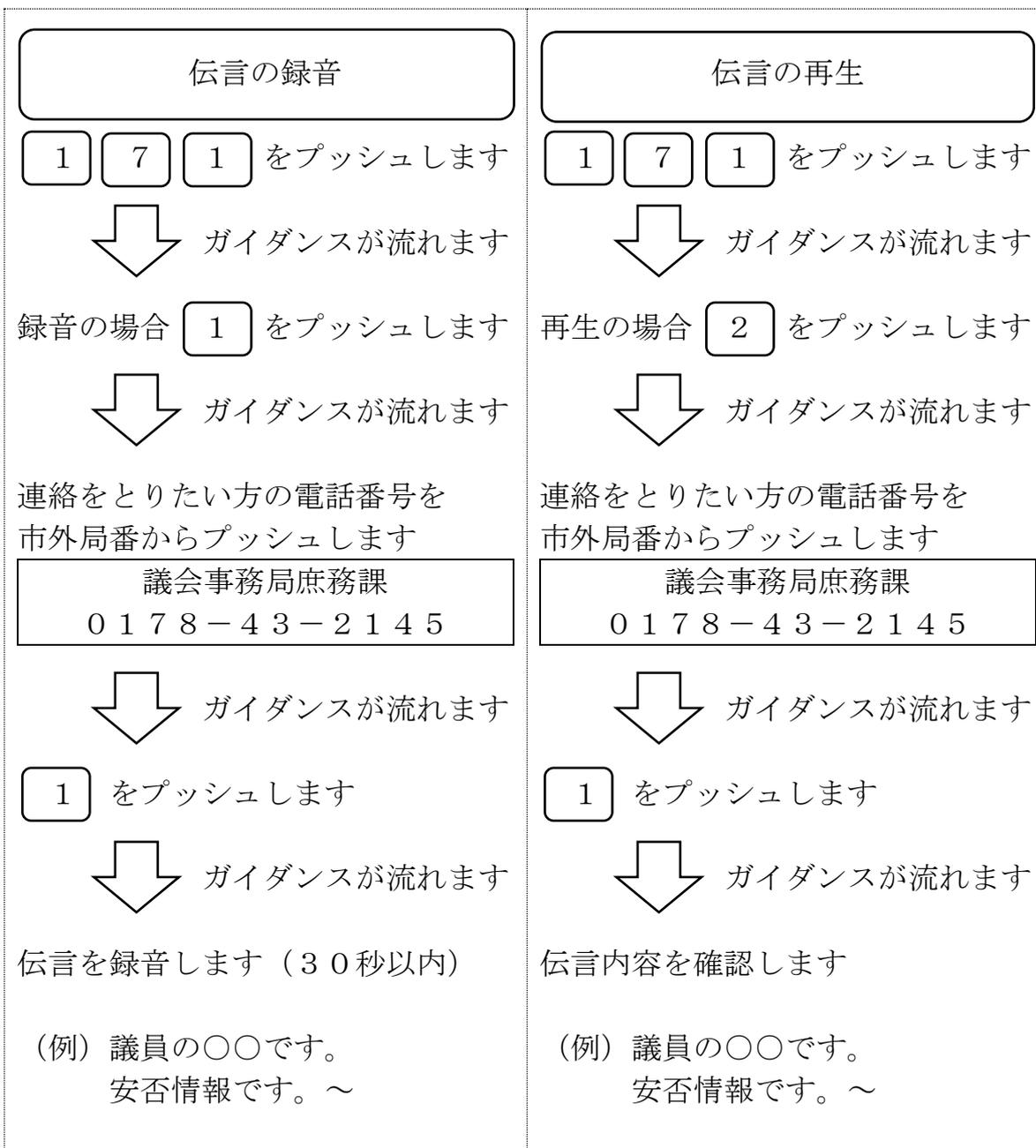
【健康被害（感染症等）】

表題	文例
対策会議の設置について	<p>【送信】 議会事務局→全議員 ○月○日○時○分、(感染症・○○) のため、市の健康危機管理対策本部が設置されたことにより、議会BCPに基づき、対策会議が設置されました。議員各位におかれましては、自身及び家族の健康状態を継続的に把握し、感染が疑われる場合は議会事務局に連絡してください。</p> <p>【返信】 議員→議会事務局 私が○日から 37.5 度以上の発熱が続いているため、本日かかりつけ医に相談し、○日に受診予定</p>
第○回対策会議の開催について	<p>【送信】 議会事務局→対象議員 ○月○日○時○分より、第○回対策会議を開催しますので、市庁本館 3 階○○会議室に参集してください。参集にあたっては、自身及び家族の健康状態を確認し、マスク等の感染防止対策を行ってください。</p>
第○回対策会議の会議内容について	<p>【送信】 議会事務局→全議員 ○月○日○時○分より、第○回対策会議が開催されました。会議内容は添付ファイルのとおりですので、確認をお願いします。議員各位におかれましては、引き続き感染防止に努めてください。</p>
市本部からの情報提供について	<p>【送信】 議会事務局→全議員 ○○について、市本部から情報提供がありました。内容は添付ファイルのとおりですので、確認をお願いします。</p>
対策会議の廃止について	<p>【送信】 議会事務局→全議員 ○月○日○時○分、市の健康危機管理対策本部が廃止されたことにより、対策会議が廃止されましたので、お知らせします。</p>

災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤルとは、大規模災害時にNTTグループが提供するサービスで、安否等の情報を音声で録音・確認できる「声の伝言板」です。

171をダイヤル後、ガイダンスに従ってご利用ください。



- ・録音された伝言は、48時間保存されます。
- ・体験利用提供日は、毎月1日と15日（00：00～24：00）、正月三が日（1月1日00：00～1月3日24：00）など

災害時特設公衆電話

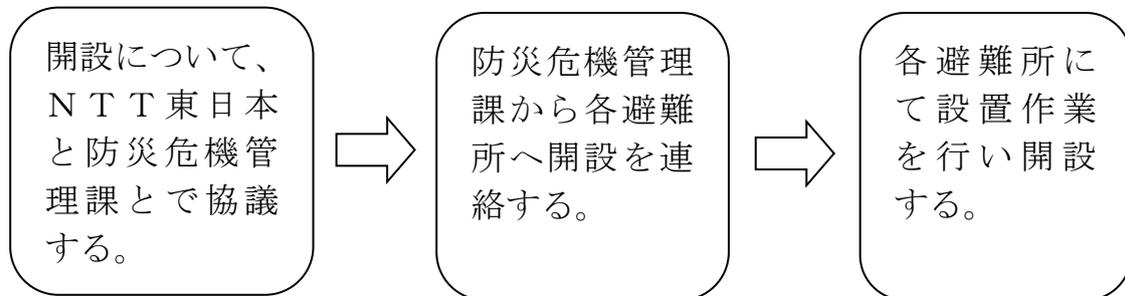
災害時特設公衆電話は、災害時にのみ使用できる「発信専用の公衆電話」です。

被災者の通信の確保を目的として避難所に開設し、避難者が安否確認等のために無料で使用できます。

この電話は、停電時でも使用可能であり、災害時にも発信の制限を受けないため繋がりやすいといった特徴があります。

当市では、平成24年8月にNTT東日本と市とで覚書を交わして運用を開始しています。

<災害時特設公衆電話の開設の流れ>



<専用電話機>



<災害時特設公衆電話ののぼり>



被害状況等の情報提供例

【タブレット端末による場合】



ホーム画面のアイコンのカメラで
写真を撮る。



シャッターボタンの下に表示された
写真をタップする。



画面上の[↑]マーク（赤丸）をタップ
する。



画面下のメール（青丸）をタップ
する。



宛先をタップして、
「議会事務局」を選択する。



件名をタップして、
「情報提供」などと入力する。



件名の下をタップすると、
メッセージが入力できるので、
「発生場所」、「被害状況」、
「必要と思われる対策・措置」、
「市民の要望」などを入力する。



画面上のマーク（黄色）を
タップすると送信される。

スマートフォン等による場合は、その操作方法による。ただし、タブレット
端末による場合と同じ宛先とする。